

富山グラウジーズアカデミー規約

(2025 年 12 月 1 日施行／改定日：2025 年 11 月 1 日)

第 1 条（名称）

本アカデミーは、「富山グラウジーズアカデミー」と称します。

（以下「本アカデミー」といいます。）

第 2 条（目的）

本アカデミーは、スポーツ・カルチャー・教育活動を通じて、子どもたち一人ひとりが心身ともに成長し、自ら考え、挑戦し、協調する力を育むことを目的とします。専門分野に応じたプログラムを体系的に提供し、技術の習得に加え、礼儀・マナー、社会性の育成を重視します。また、地域と連携し、子どもたちの健全育成と学びの機会を創出し、未来を担う人材の育成に貢献します。

第 3 条（本部）

本アカデミー本部は、富山県富山市金泉寺 44-1 に置きます。

第 4 条（運営）

本アカデミーの運営（メンバー資格の得喪変更、会費・諸費用の収受、会員規約の制定・改廃等の決定手続きを含みます）は、株式会社富山グラウジーズが行います。

第 5 条（入会資格）

本アカデミーに入会できる方は、本アカデミーの趣旨に賛同し、本規約を承諾した方（以下「メンバー」といいます。）とします。

第 6 条（入会）

本アカデミーに入会を希望する者は、hacomono にて会員登録を行い、本アカデミーの承認を得たうえで、定められた会費および入会諸費用を支払うものとします。

第7条（会費）

1. 入会金

メンバーは、本アカデミーの定める入会金を所定の方法で支払わなければなりません。入会金には、入会契約締結および履行のための必要が含まれます。なお、一旦納入した入会金は返還しません。

2. 年会費

メンバーは、本アカデミーの定める年会費を所定の方法で支払わなければなりません。年会費には、会員資格の維持管理、会員管理システム（hacomono）運用費、保険加入料、その他事務運営に関わる費用が含まれます。年会費は、入会月に応じて月割りで算出し、月ごとに異なる金額となります。なお、一旦納入した年会費は返還しません。

3. 月会費

メンバーは、本アカデミーの定める月会費を所定の方法で支払わなければなりません。月会費は、メンバーが本アカデミーの資格を有する期間中、実際の参加有無にかかわらず、会員登録の維持および活動運営のために支払い義務が発生します。ただし、第9条に基づき休会が正式に認められた期間については、月会費の支払い義務を免除または停止するものとします。

第8条（資格停止および除名）

本アカデミーは、メンバーが次の各号のいずれかに該当すると認めた場合は、メンバー資格の一時停止または除名をすることができます。

- I. 会費・諸費用につき1ヶ月でも滞納があった場合は、滞納期間中すべてのアカデミーイベントへの参加を禁止します。
- II. 3ヶ月以上滞納が継続した場合は除名の対象とし、除名となった場合も除名前の会費・諸費用はすべて納入しなければなりません。
- III. 施設を故意に毀損したとき。ただし、過軽微な破損の場合は、事務局の判断により注意・指導にとどめることができる。
- IV. 本規約その他本アカデミーが定める規則に違反したとき。
- V. 本アカデミーの名誉・信用を毀損し、または秩序を乱したとき。
- VI. 入会書類に虚偽を記載したことが判明したとき。
- VII. メンバーとして品位を損なうと認められる非行があったとき。

VIII. 伝染病等他人に感染させるおそれのある疾病に罹患したとき。

IX. 本アカデミーの合理的な指示・指導に従わないとき。

X. その他、本アカデミーが社会通念に照らし、メンバーとして不適当と認めるとき。

第9条（休会）

1. メンバーは、毎月10日までに所定のWEBフォームにて休会を申告した場合、翌月1日から休会することができます。電話、口頭、メールによる申請は受け付けません。
2. 11日以降に申告した場合は、原則として翌々月1日から休会扱いとします。ただし、怪我や疾病等によりプレーができないなど、アカデミー事務局がやむを得ない事情と認めた場合には、翌月1日からの休会を受理することがあります。
3. 休会期間は原則として1か月単位とし、連続して休会できる期間は最長6か月間とします。6か月を超える場合は、退会扱いとなることがあります。
4. 休会が認められた期間中は、月会費の支払いを免除または停止します。ただし、休会期間中も会員登録は維持され、休会期間が終了し、活動を再開する場合は、再開月より月会費の負担が発生します。

第10条（退会）

1. メンバーは、毎月10日までに所定のWEBフォームにて退会を申告した場合、当月末日にて退会することができます。電話、口頭、メールによる申請は受け付けません。
2. 11日以降に申告した場合は、原則として翌月末日退会扱いとします。ただし、怪我や疾病等によりプレーができないなど、アカデミー事務局がやむを得ない事情と認めた場合には、当月末からの退会を受理することがあります。
3. 退会を申し出た場合でも、退会前に参加したイベント参加費および発注済みのグッズ・ウェア等の代金については、全額支払い義務を負うものとします。
4. 退会後に再度本アカデミーの活動を希望する場合は、再入会扱いとします。再入会時には入会金の支払いは不要としますが、年会費の支払いが必要となります。なお、退会時に未納の会費等がある場合は、再入会を認めないことがあります。

第11条（休校）

次の各号の場合、本アカデミーは休校とします。

- I. 祝祭日
- II. アカデミー指定日
- III. 使用施設の都合、天災・事故等によりメンバーに危険が及ぶと判断される場合
その他、緊急かつやむを得ない場合

第 12 条（開催回数）

- 1. メンバーは、所属するクラスごとに定められた曜日・時間にて指導を受けることができます。
- 2. バスケットボールスクール
 - I. 年間開催回数は月 3 回を基本とし、年間 40 回とします。
 - II. 月 3 回開催ができなかった場合は、前月または翌月に振替開催を行います。
 - III. 退会月における練習回数が 3 回に満たない場合、会員は翌月内に限り、不足回数分の受講を行うことができます。
- 3. グラキッズ運動教室
 - I. 年間開催回数は月 2 回以上を基本とし、年間 35 回とします。
 - II. 月 2 回開催ができなかった場合は、前月または翌月に振替開催を行います。
 - III. 退会月における練習回数が 3 回に満たない場合、会員は翌月内に限り、不足回数分の受講を行うことができます。
- 4. U15 女子
開催回数は週 2 回を基本とします。ただし、施設の都合やホームゲーム、その他イベント等により変更となる場合があります。

第 13 条（怪我）

- 1. メンバーがレッスン中に負傷した場合は、速やかにコーチまたはスタッフに報告し、その指示に従います。
- 2. コーチまたはスタッフは、必要に応じて病院への救急搬送を手配します。
- 3. その後の治療・入院・通院等については、保護者の責任において行うものとし、本アカデミーは一切責任を負いません。
- 4. 駐車場や私道等、アカデミー管理外で生じた事故、またはスタッフの指示に従わなかったことに起因する事故・負傷については、本アカデミーは責任を負いません。

第 14 条（保険）

1. 入会時には必ず、怪我等に対応するための保険へ加入していただきます。手続きはアカデミー事務局が行います。
2. 加入保険はレッスン中の事故等による負傷を対象とし、該当する場合には傷害保険金を請求することができます。

第 15 条（個人情報の取扱い）

1. 本アカデミーは、会員登録、出欠管理、決済処理、各種連絡、および物販サービス提供のため、会員の個人情報を取得・利用します。
2. 取得した個人情報は、会員管理システム「hacomono」を通じて適切に管理し、運営目的の範囲内で利用します。
3. 本アカデミーは、個人情報の保護に関する法律その他の法令を遵守し、会員情報を安全に管理します。
4. 個人情報の第三者提供または委託を行う場合は、法令に基づき適切な監督を行います。

第 16 条（変更事項）

メンバーは、住所または連絡先等に変更があった場合は、速やかに本アカデミーに届け出ます。

第 17 条（諸費用等の改定）

本アカデミーは、社会情勢・経済状況等を踏まえ、メンバーが負担すべき諸費用を改定することができます。この場合、本アカデミーは改定日の 1 ヶ月以上前までに、登録されたメールアドレス宛への通知および当社ホームページへの掲載により告知を行います。

メールの送信をもって、告知が行われたものとみなします。

第 18 条（肖像の利用）

1. 本アカデミーは、選手および保護者の肖像を撮影または記録することができます。
2. 本アカデミーは、記録した肖像を新聞・雑誌・宣伝チラシ・ホームページ等に掲載し、テレビ・インターネット等で放映・広告・宣伝に利用することができます。

3. 本アカデミーは、記録した肖像をスクール関係者や参加者（保護者を含む）に対して写真販売を行う目的で利用することができます。

第 19 条（細則）

本規約に定めのない事項および業務遂行上必要な細則は、本アカデミーが定めます。

第 20 条（規約の改定）

1. 本規約の改定および変更は本アカデミーが行い、その効力は改定時に在籍するすべてのメンバーに及びます。
2. 本アカデミーは、改定日の 1 ヶ月以上前までに、登録されたメールアドレス宛への通知および当社ホームページへの掲載により告知を行います。メールの送信をもって、告知が行われたものとみなします。
3. 一定期間申出がない場合、現会員は改定後の規約に同意したものとみなします。その期間は改定日より 1 ヶ月とします。

附則

本規約は 2021 年 4 月 1 日より施行します。

2025 年 4 月 1 日施行（改定日：2025 年 3 月 1 日）

2025 年 12 月 1 日施行（改定日：2025 年 11 月 1 日）